

南大隅町立第一佐多中学校

「学校のきまり」

1 学校生活

- (1) 8:15までには着席しておくこと。
- (2) バス通学の生徒は、基本的にバスで登下校すること。
- (3) 登下校時は、制服を着用する。
- (4) 欠席は8時15分までに、保護者が必ず学校へ連絡する。授業を休む場合には、授業開始前に教科担任に連絡をする(自分で伝えられない場合には、他の生徒に伝えてもらう)。
- (5) 登校後は校外に出ることは、原則として認めない。
- (6) 給食時は、係の生徒は給食着・マスクを着用する。また、その他の生徒は、手洗いなどを済ませて着席する。
- (7) 昼休みに、運動をする生徒は体育服に着替える。
- (8) 体育館・図書館・保健室(特別教室)等は、それぞれの規定を守って利用する。

2 服装

<学生服>

- (1) 夏服は、標準学生服の黒のズボンに、白の半袖シャツとする。
- (2) 冬服は、上下とも黒の標準学生服とし、上着の下は白の長袖シャツとする。
- (3) 中間服は、標準学生服の黒のズボンに、白の長袖シャツとする。
- (4) ベルトは黒一色の革製とし、腰骨よりも上の位置で締める。
- (5) シャツの下には、必ず下着を着用する。下着は色柄物を不可とし、白のTシャツでもよい。(体操服は不可)
- (6) シャツは外に出さず、常にベルトが見えるようにしておく。
- (7) ネームを必ずつけること。冬服の上着を脱ぐ場合には、シャツにネームをつけかえて過ごすこと。

<セーラー服>

- (1) 夏服は、半袖のセーラー服と夏用のスカートとする。
- (2) 冬服は、長袖のセーラー服と紺のジャンパースカートとする。
- (3) 中間服は、上は白のブラウス、下は紺のジャンパースカートとする。
- (4) スカート丈は、膝が完全に隠れる長さとする。
- (5) 下着は柄物を不可とし、白いシャツ・ブラウスの上から見て目立たない単色のものを着用する。(防寒着として認めているトレーナーやセーター以外のものは、セーラー服・ブラウスの下に着用する場合に「下着」として扱う)。下着として使用するTシャツは、小さなワンポイントのものであれば、着用を認める(大きなポイントのものや体操服は不可)。
- (6) シャツは外に出さないこと。
- (7) ネームを必ずつけること。

※ 新任式・始業式・終業式・修了式・修学旅行・文化祭・立志式・卒業式・辞任式などの行事の際は、服装を統一する場合がある。服装内容に関しては、生徒会、生徒指導委員会で検討する。

<防寒着(具)>

- (1) 手袋・マフラー・ネックウォーマーについては、体調や気候に合わせて各家庭の判断で着用を認める。
 - (2) 手袋・マフラー・ネックウォーマーの色は、黒・紺・茶・グレーの華美でないものとする。
 - (3) トレーナーやセーターの色は、黒・紺・茶・グレーを基本とするものに限り、冬服の中に着用することができる。
(ワンポイント程度のもものは可)
 - (4) 黒のタイツを履いてもよいが、運動を行う場合には必ず脱ぎ、靴下を着用すること(昼休みや清掃中に、ジャージ等の下に着用することは認める)。
 - (5) 登下校時は、学校ジャージ着用も認める(寒さが厳しい時や体調が悪いときのみ)。
 - (6) 冬服の上着を脱ぎ、トレーナーやセーター姿で過ごすことは認めない。
- ※ 校舎内での防寒具の着用は認めない。(登下校時は靴箱で着脱をすること)

3 はきもの

- (1) 通学時に履く靴は白の運動靴(スニーカーは認めない)とし、体育などでも同様のものを使用する。ただし、ハイカット(くるぶしが隠れる高さのもの)は禁止とする。
- (2) 中敷・靴紐も含めて、靴全体が白一色のものを使用すること。
- (3) 校内では、上履きと下履きの区別をつけること。
- (4) 靴下は白か黒のものとし、ワンポイントのものは認めるが、ラインが入っているものや両サイドにポイントが入っているものは認めない。また、くるぶしが見えるスニーカーソックスも認めない。
- (5) いずれの靴・上履きも、かかとを踏み潰してはいけない。
- (6) 靴には、名前を必ず記入すること。

4 頭髪

- (1) 学習や運動に適した、中学生らしい髪型や長さにすること。
- (2) 前髪は目にかからないようにし、かかっている場合には眉にかからないように短く切ること。なお、目にかからないようにピンで留めてもよい。使用するピンは、黒や紺の一本タイプのものを使用すること。
- (3) 後ろ髪が襟や制服にかかっている場合には、ゴムで結ぶこと。ゴムで結ぶ場合は、耳より下で、横髪が顔に掛からないように結ぶこと。使用するゴムは、黒・紺・茶の色のをしようすること。
- (4) 以下の事項については、禁止とする。特別な事情がある場合は、職員に相談し、許可を得ること。
 - ア パーマ(ストレートパーマを含む)や脱色、染色等の行為
 - イ 極端な髪型
 - ウ 五厘未満の髪型(スキンヘッド等)
 - エ 整髪料を使用する髪型
 - オ 必要以上にドライヤーでセットしなければならない髪型
 - カ 編みこみがなされている髪型
 - キ 眉毛を剃る、抜くなどの行為

5 その他

- (1) カバンは学校指定のカバン(リュック式)とする。
- (2) 補助カバンは、黒・白・紺・グレーを基調として、派手でないものとする。
- (3) 補助カバンのみの登校は、基本的に認めない。ただし、学校カバンが必要ない学校行事の時など、学校が許可した場合には例外とする。
- (4) 自転車通学は認めない。
- (5) 不要物を持ってきた場合には、学校で預かる。預かる期間等については、その都度検討する。
- (6) 校内にあるトランプや囲碁などのゲームは、昼休みだけ使用を認める。校外から持ち込んだものについては、不要物として扱い、使用も認めない。
- (7) カバンにつけるキーホルダーは、大きすぎず、華美ではないものを1個だけつけてもよい。
- (8) リップクリームやハンドクリーム、日焼け止め、制汗シートについては、無香料のもののみ使用を許可し、使用することを学級担任に申し出て、使用するものを確認してもらった場合に使用を認める。色つきや香料、ファンデーション等が含まれるものの使用は認めない。
- (9) 水分を補給するために使用する水筒は、体調や気候に合わせて各家庭で判断し、持参しても良い。なお、水筒の中身は水・お茶のみとする(小中合同運動会当日や予行練習の際などに、スポーツドリンクを入れてくることを認める場合もある)。
- (10) 以下の行為については、禁止事項とする。
 - ア 化粧品(香水や口紅等)や装飾品(ネックレスやイヤリング等、腕時計も含む)の使用・着用してはいけない。
 - イ 各教科担任に許可された以外の学習用品を学校に置いたまま下校してはいけない。
 - ウ 不必要な金銭を学校へ持ってきてはいけない。
 - エ 学習用具の貸し借りを行ってはいけない。
 - オ 学校で生徒同士の手紙のやりとりや交換日記を行ってはいけない。
 - カ 不要物(お菓子、携帯電話・スマートフォン、ゲームなどの学習に必要なもの)を持ってきてはいけない。
 - キ 授業以外で、職員の許可なく特別教室に入ってはいけない。
 - ク 学校の用具や施設を、壊したり落書きしたりしてはいけない(やむなくそうなった場合には、速やかに職員へ届け出ること)。
 - ケ 自分が所属する学級以外の教室に勝手に入ってはいけない。

これらの「きまり」と「努力」は、みなさんの先輩と先生方とで創り上げてきたものです。しっかりみんなで守っていけるようにしましょう。